入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年１１月４日（水）　支出負担行為担当官　沖縄総合事務局総務部長　波平　康

１　契約担当官等の官職及び氏名　支出負担行為担当官　沖縄総合事務局総務部長　波平　康

２　競争入札に付する事項

（１）調達件名　令和８年度首里第二住宅６号棟畳取替工事（その２）

（２）調達内容　入札説明書による。

（３）履行期間　契約締結日　～　令和９年３月３１日

（４）履行場所　入札説明書による。

（５）入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（６）電子調達システムの利用　本案件は電子調達システム対象調達案件である。なお、電子調達システムによりがたい者は、入札説明書に従い、発注者の承諾を得た者に限り、紙入札とすることができる。

３　競争参加資格

（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。

（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）令和７・８年度沖縄総合事務局における競争参加資格において、工事種別が「建築工事」のＣ又はD等級に登録され、沖縄県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

（４）契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（５）入札説明書及び仕様書等の条件を満たしている者であること。

４　入札説明書等の交付期限及び場所

（１）交付期限　令和８年１１月１１日（水）午後５時００分

（２）交付場所　入札説明書等は電子調達システム及び調達ポータル
（https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101）にて交付する。
ただし、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、以下にて交付する。
〒900-0006　沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎２号館７階
沖縄総合事務局　総務部会計課　支出負担行為第一係　泉
TEL:098-866-0031(内81339)

５　入札書の提出期限等

（１）提出期限　令和８年１１月１９日（木）午後５時００分

（２）開札日時　令和８年１１月２０日（金）午後１時３０分

（３）開札場所　沖縄総合事務局７階入札室

６　入札保証金及び契約保証金　入札説明書による。

７　入札の無効　本公告の示した競争参加資格のない者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

８　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

９　契約書作成の要否　要。

１０ その他　詳細は入札説明書による。

入　札　説　明　書

次の調達案件に係る一般競争入札については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1　公　告　日　　令和８年１１月４日（水）

2　掲載責任者　　支出負担行為担当官　沖縄総合事務局総務部長　波平　康

3　担当部局

（1）入札手続に関すること　〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎２号館７階
沖縄総合事務局　総務部　会計課　支出負担行為第一係　泉
TEL:098-866-0031(内81339)　E-mail:kaikei-futan01.t6k★ogb.cao.go.jp
※メール送付時は★を@に変えてください。

（2）仕様書に関すること　〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎２号館１０階
沖縄総合事務局　財務部　統括国有財産管理官付　下里
TEL:098-866-0031(内82531)

4　調達概要等

（1）調達件名　令和８年度首里第二住宅６号棟畳取替工事（その２）

（2）調達内容　仕様書のとおり。

（3）履行期間　契約締結日　～　令和９年３月３１日

（4）履行場所　仕様書のとおり。

（5）電子調達システムの利用

本案件は、競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出、競争参加資格確認通知、入札及び開札について、電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムによりがたい者については、発注者の承諾を得た者に限り、紙入札によることができる。

5　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

（1）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。

（2）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

（3）令和７・８年度沖縄総合事務局における競争参加資格において、工事種別が「建築工事」のC又はD等級に登録され、沖縄県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

（4）契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（5）入札説明書及び仕様書等の条件を満たしている者であること。

6　入札説明書及び仕様書等に対する質問

（1）入札説明書及び仕様書等に対する質問がある場合は、次に従い、電子メールにより質問書を提出すること。なお、質問書の様式は沖縄総合事務局ＨＰ（調達情報　https://www.ogb.go.jp/soumu/soumu_tyouta.html）へ掲載している。

① 受付期限：令和８年１１月１２日（木）午後５時００分

② 受付窓口：上記３（１）に同じ。

（2）上記（1）の質問に対する回答書は、次の期限のとおり回答又は閲覧に供する。

① 回答期限：令和８年１１月１３日（金）午後５時００分（質問者には電子メールにより速やかに回答する。）

② 閲覧場所：上記３（１）に同じ。

7　紙入札の承諾願い

紙入札の承諾に関しては、次に従い、持参又は郵送により紙入札方式参加承諾願を提出し、承諾を得ること。なお、紙入札方式参加承諾願の様式は沖縄総合事務局ＨＰ（調達情報　https://www.ogb.go.jp/soumu/soumu_tyouta.html）へ掲載している。

① 受付期限：令和８年１１月１６日（月）午後３時００分

② 受付窓口：上記３（１）に同じ。

8　競争参加資格の確認等

（1）本競争の参加者は、上記５に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い確認申請書（本説明書４ページ）を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、受付期限までに確認申請書等を提出しない者は、本競争に参加することができない。

① 電子調達システムによる提出の場合

（ア）受付期限：令和８年１１月１６日（月）午後３時００分

（イ）提出方法：電子調達システムの入力画面上にて添付し、提出すること。

② 紙入札方式による提出の場合（持参又は郵送）

（ア）受付期限：電子調達システムによる提出の場合と同じ。ただし、郵送の場合は受付期限の午後３時００分必着とする。

（イ）受付窓口：上記３（１）に同じ。

（２）その他

① 確認申請書の様式は沖縄総合事務局ＨＰ（調達情報　https://www.ogb.go.jp/soumu/soumu_tyouta.html）へ掲載している。

② 確認申請書等の提出に係る費用は、提出者の負担とする。なお、提出された確認申請書等は、返却しない。

③ 提出期限以降における確認申請書の差し替え及び再提出は、特別な理由がない限り認めない。

④ 支出負担行為担当官は、提出された確認申請書等を競争参加資格の確認以外には、提出者に無断で使用しない。

９　入札書の提出期間及び開札日時等

（１）入札書の提出期間

① 電子調達システムによる提出の場合

令和８年１１月１８日（水）午前９時００分　～　令和８年１１月１９日（木）午後５時００分

② 紙入札方式による提出の場合（持参又は郵送）

（ア）提出期間：上記９（１）①による場合と同じ。ただし、郵送の場合は提出期間最終日の午後５時００分必着とする。

※入札書に記載する日付については、上記の期間内とすること。ただし、２回目以降の入札書については、開札日とすること。

（イ）提出場所：上記３（１）に同じ。

（２）開札日時　　令和８年１１月２０日（金）午後１時３０分

（３）開札場所　　沖縄総合事務局７階入札室

１０ 入札方法等

入札書は、次に従い、電子調達システムを用いて提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は、紙入札方式（別添入札心得を参照）により提出すること。

（１）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（２）１回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した内訳書を提出すること。なお、内訳書は任意様式とするが、記載内容については項目、単価、数量、金額等を明らかにすること。

（３）入札執行回数は、原則２回を限度とする。

（４）電子調達システムで落札者がないときの随意契約（以下「不落随契」という。）に移行する場合の意向確認は、以下による。

① 見積書提出意思のある者は、見積依頼通知書受領後に見積書の提出を行うこと。

② 見積書提出意思のない者は、辞退届を必ず送信すること。

③ 何ら意思表示のない者は、見積提出意思のない者とみなす。

④ 不落随契に伴う見積依頼通知書は、原則として前回の入札に参加した全ての入札参加者に対して送信するものとする。

（５）入札参加者は、入札書の提出（ＧＥＰＳの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議）を踏まえた人権尊重の取り組みに努めることに誓約したものとする。

代理人をして入札した場合においても同様とする。

『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』

https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100449993.pdf

１１ 開札

（１）開札は、上記９（２）及び（３）に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（２）１回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から電子調

達システムで再入札通知書により通知する。そのため、落札者決定通知書等が発行される（結果がわかる）まで、電子調達システムの前でしばらく待機すること。なお、再開処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。

（3）再度入札に移行した際には、紙入札による入札者（郵送含む）は、上記９（２）及び（３）に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人が立ち会っている場合に限り、２回目以降の入札を行うことができるものとする。この場合、予備の入札書及び委任状（代理人立会いの場合）を準備・持参していること。

１２ 入札の無効

本公告において示した競争参加資格のない者がした入札、確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札及び別冊沖縄総合事務局総務部入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、無効の入札をした者を落札者としている場合には、落札決定を取り消す。また、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者、その他開札時点において上記５に掲げる資格のない者がした入札も無効とする。

１３ 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、くじへの移行とする。くじの日時及び場所については、発注者から電子調達システム等により指示する。

１４ 入札保証金　免除する。

１５ 契約保証金

請負金額の１０分の１以上の額を納付（保管金の取扱店　日本銀行那覇支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行那覇支店）又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁　沖縄総合事務局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

１６ 契約書作成の要否等　別添契約書案により、契約書を作成するものとする。

１７ 支払条件　完了払い。

１８ 火災保険付保証の要否　否。

１９ 苦情申立て

本調達における競争参加資格の確認その他の手続に不服がある者は、沖縄総合事務局総務部会計課に対して書面により苦情申立てを行うことができる。

２０ その他

（１）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札参加者は、別冊沖縄総合事務局総務部競争契約入札心得を熟読し、遵守すること。

（３）確認申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格がない者とするとともに、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

（４）電子調達システムによる手続開始後に紙入札方式への途中変更は原則認めないが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。

（５）電子調達システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

（６）電子調達システムの操作等の詳細については「政府電子調達(ＧＥＰＳ)」（https://www.geps.go.jp/）ポータルサイトを参照すること。

（７）障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は、次のとおりとする。

① システム操作・接続確認等の問い合わせ先　電子調達システムヘルプデスク
0570-000-683（ナビダイヤル）03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）

② ＩＣカードの不具合等発生時の問い合わせ先　取得しているＩＣカードの認証機関

③ 確認申請又は入札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記３（１）にも連絡すること。

以　上

（別紙様式）

競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
沖縄総合事務局総務部長　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

令和８年１１月４日付公告の「令和８年度首里第二住宅６号棟畳取替工事（その２）」に係る競争参加資格について、確認されたく申請します。

なお、予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当する者でないことを誓約します。

添付書類

①　令和７・８年度沖縄総合事務局における一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（写）

仕　　様　　書

工　　事　　名　　首里第二住宅6号棟畳取替工事（その2）

工　事　場　所　　那覇市首里石嶺町4－16

工　　期　　契約締結日～令和9年3月31日

支　払　条　件　　完了払(履行後適法な支払請求書を受理した日から起算して40日以内とする。）

工　事　概　要　1　畳取替（1帖物）　6号棟　4階建　20戸　240枚（別添取替工事リスト参照）
畳は、JIS A5902（畳）とする。
畳床は、JIS A5914（建材畳床（Ⅲ型 KT－Ⅲ））とする。
畳表は、JAS 3種2等以上とする。
畳縁地は、JIS L3108（畳縁地）とする。

2　既設藁床畳を撤去・処分のうえ、新品の畳を敷き込むものとする。

一　般　事　項　1　工事は本仕様書によるほか、UR都市機構の「保全工事共通仕様書」（令和2年版）により施工する。

2　本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産・製造され、かつ規格・品質・価格が適正である場合はこれを優先して使用するよう配慮すること。

3　本工事に際し、施工要領、工程等について監督職員と充分打合せを行う。また、疑義を生じた場合は速やかに監督職員と打合せを行う。

4　入居者との日程調整は、宿舎管理人と十分打合せを行った上、請負業者により調整を行うこと。

5　作業時間は、入居者及び近隣住民に迷惑をかけないよう配慮することとし、概ね午前8時～午後6時までとし、日曜祭日は原則として作業を休むこととする。なお、細部については監督職員の指示による。

6　本工事に起因する騒音、振動のほか、現場における安全対策等については、近隣住民及び当該合同宿舎の住民に迷惑をかけないよう十分注意すること。

7　作業場・工事車両待機場・作業員休憩所等は本敷地内に設けて差し支えないが事前に当局と設置場所・工法等について協議すること。なお、工事終了後は速やかに後片付けのうえ原状に復すること。

8　工事施工に起因して既存道路その他の工作物を損傷したときは、その都度監督職員の指示により速やかに修復等適切な措置をすること。

9　工事完了後は清掃後片付けを行ない、工事発生材は関係法令に基づき、場外自由処分とする。

10　工事完了後、入居者及び宿舎管理人に報告し、確認点検を必ず受け確認印を受領し、竣工届と併せて提出すること。

11　工事工程写真は工事種目毎に①資材搬入、②着工前、③施工中（各工事毎）、④完成時に撮影すること。
なお、撮影に際しては黒板または白板（ミニサイズ可）に住宅名、施工箇所、施工内容等をもれなく記入し撮影すること。

共通事項　1　施工範囲は仕様書並びに別紙図面、工事リストによる。

2　工事の実施に先立ち、現場代理人を選任し所定の様式により現場代理人等通知書（経歴書、資格証明書添付）を監督職員に提出し確認を受けること。

3　工事の実施にあたって、工事実施工程表、工事施工要領および工事資材承認願いを作成し監督職員の確認を受けること。

4　工事期間中は、作業日報・打合せ議事録を作成の上、監督職員に提出し、確認を受けること。

5　工事完了後は速やかに所定の様式により竣工届を工事工程写真と共に監督職員に提出し確認を受けること。

6　当該施工範囲について保証書を発行すること。

7　工事竣工後、引渡しの日から1年間、工事目的物にかしがあるときは、かし修補をする。

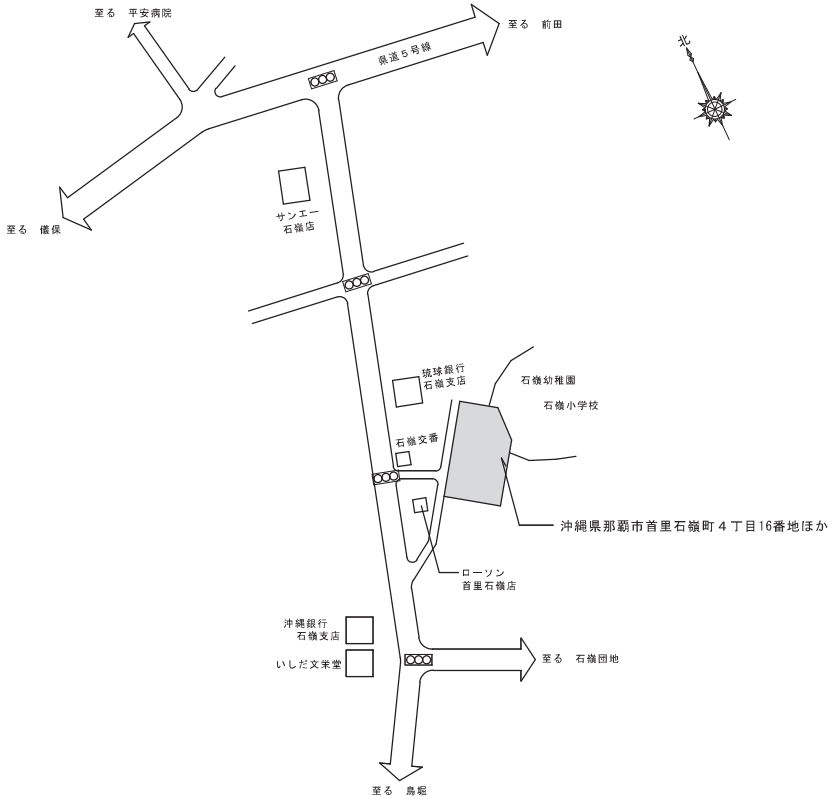
実施条件　1　本業務を実施するにあたって、別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。関係者等に対しコミュニケーションツールにより連絡を行う場合にあっては、他の受信者の情報が閲覧できないよう適切な設定（例：メールであればBCC）を行うとともに、送信に当たり、適切に宛先等が設定されていることを複数の従業者で確認するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

受注者の責務　1　本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成27年11月2日内閣府訓令第39号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。
※URL：https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf

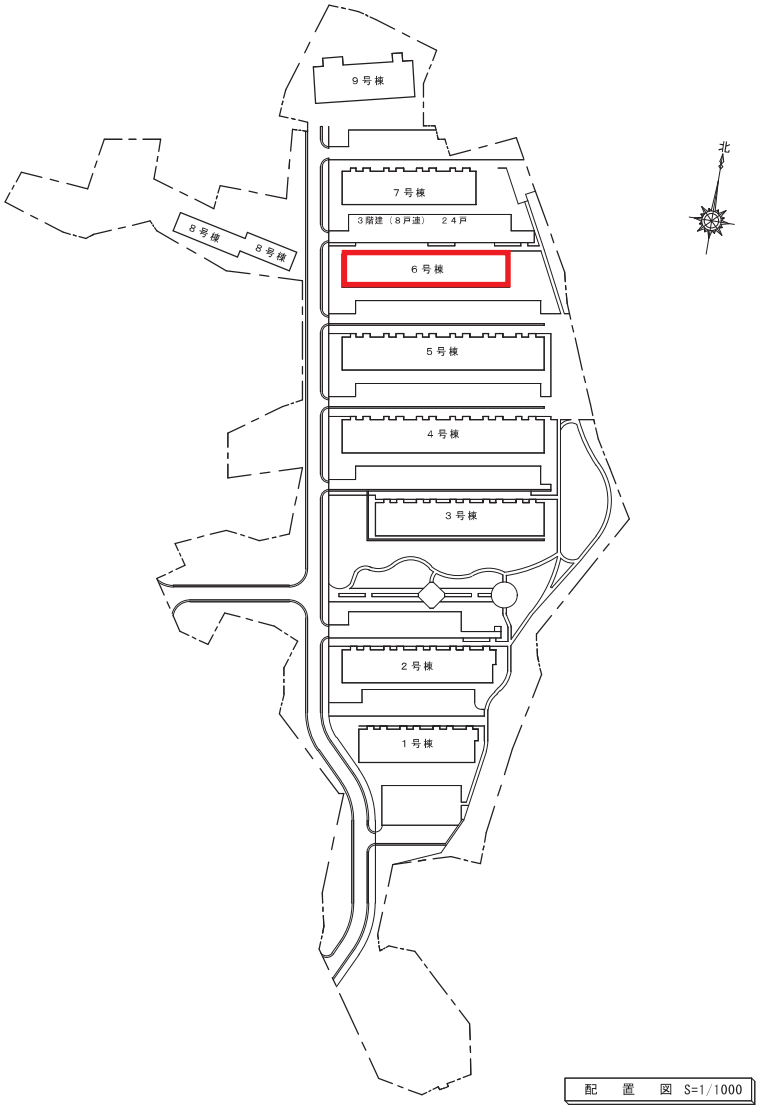
首里第二住宅6号棟畳取替工事リスト

2026年10月14日現在

宿舎名	住居階数	号室	和室1（南・西側）	和室2（北・東側）	設置	経過	備考
首里第二住宅	1F	106	6	6	1988	38	
		107	6	6	1988	38	
		108	6	6	1988	38	
		109	6	6	1988	38	
		110	6	6	1988	38	
	2F	206	6	6	1988	38	
		207	6	6	1988	38	
		208	6	6	1988	38	
		209	6	6	1988	38	
		210	6	6	1988	38	
	3F	306	6	6	1988	38	
		307	6	6	1988	38	
		308	6	6	1988	38	
		309	6	6	1988	38	
		310	6	6	1988	38	
	4F	406	6	6	1988	38	
		407	6	6	1988	38	
		408	6	6	1988	38	
		409	6	6	1988	38	
		410	6	6	1988	38	
			120	120			
			合計	240			

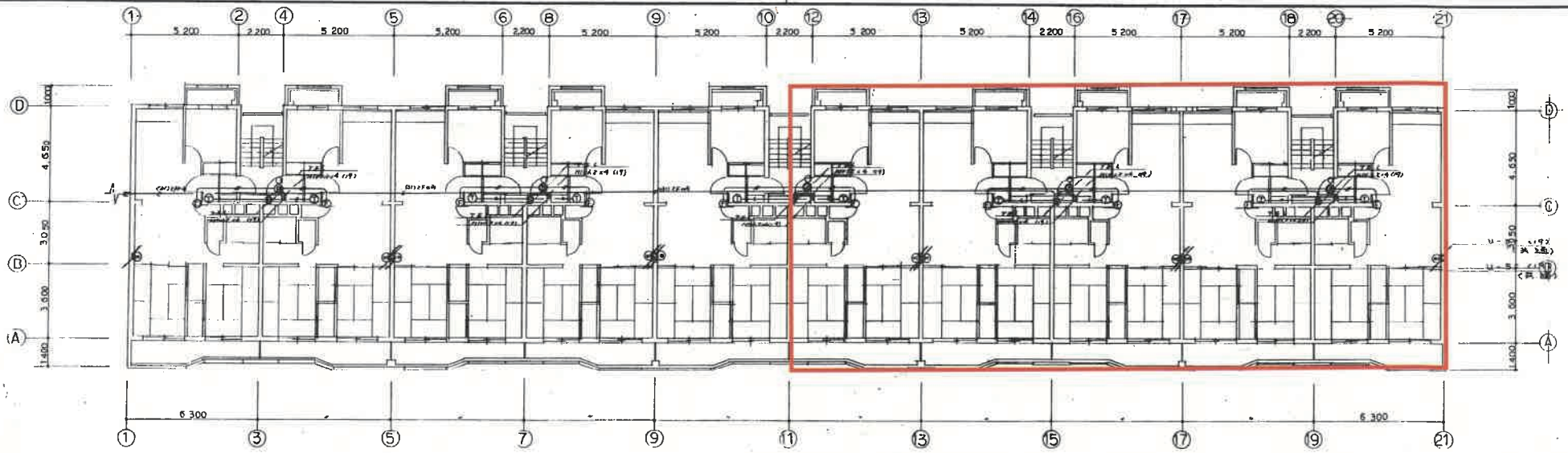


案　内　図

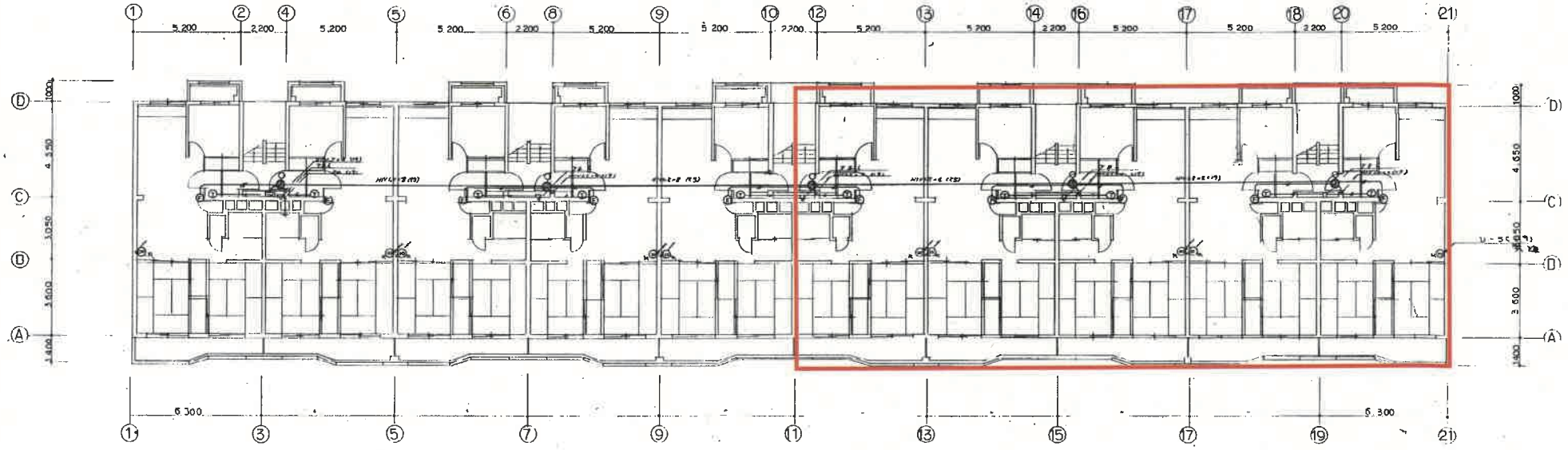


配　置　図　S=1/1000

首里第二住宅

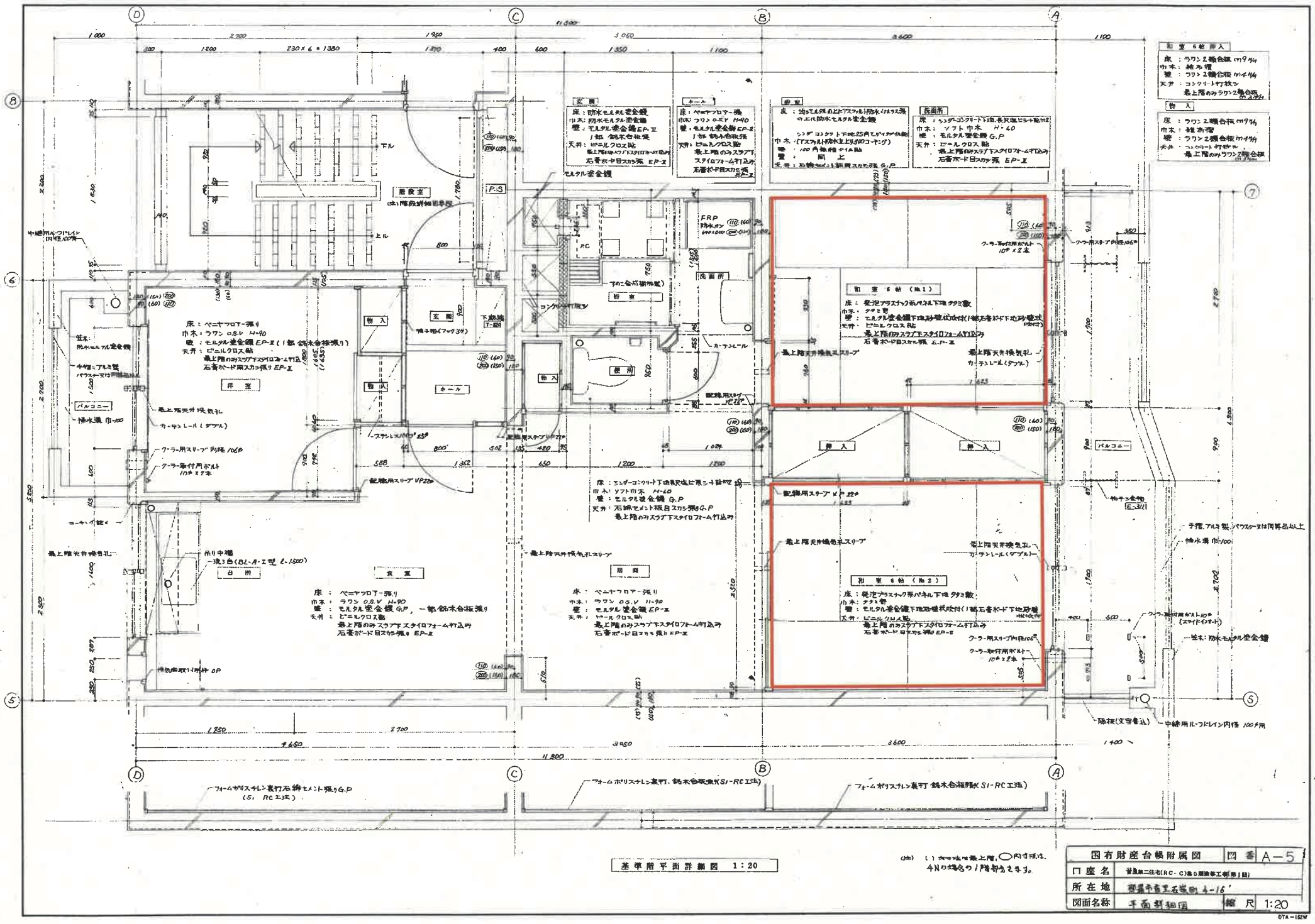


基準階平面図 1:100



1階平面図 1:100

国有財産台帳附属図	図番	E-7
口座名		
所在地		
図面名称	縮尺	1/100



基準階平面詳細図 1：20

（注）（ ）内寸法は最上階、○内寸法は、4Nの場合の1階部分を示す。

国有財産台帳附属図	図番 A－5
口座名	官舎第二住宅(RC・C)第5期建替工事(第1期)
所在地	御器所官舎五号棟内 4-16'
図面名称	平面詳細図
	縮尺 1:20

DTA－182W

【別紙】

個人情報取扱特記事項

（個人情報保護の基本原則）
1　受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第２条第１項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）
2　受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。
　この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（業務従事者への周知）
3　受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また、周知しなければならない。

（適正な安全管理）
4　受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

（再委託の制限等）
5　受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）
6　受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）
7　受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）
8　受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（安全管理の確認）
9　発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。
　発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年１回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

（業務従事者の監督）
10　受注者は、業務従事者に対し、在職中又は退職後においても、 個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。
　受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
　受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

（改善の指示）
11　発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。
　受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

（廃棄等）
12　受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

（事故発生時における報告）
13　受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（違反した場合の措置）
14　発注者は、受注者が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。

（案）

工事請負契約書

１　工　事　名　　令和８年度首里第二住宅６号棟畳取替工事（その２）

２　工事場所　　那覇市首里石嶺町４－１６

３　工　　期　　自　契約締結日
　　至　令和９年３月３１日

４　請負代金額　　￥〇，〇〇〇，〇〇〇－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額￥〇〇〇，〇〇〇－・消費税率１０％）

５　契約保証金　　￥　〇〇〇，〇〇〇－

６　支払条件　　完了払い

上記の工事について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和〇年〇月〇日

発注者　　住　所　　沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号
　　氏　名　　支出負担行為担当官
　　沖縄総合事務局総務部長　氏名

請負者　　住　所
　　氏　名

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

３　仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

７　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

９　この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

１０　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

１１　受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

第２条　発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者（受注者の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）

第３条　受注者は、この契約締結後１４日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して工程表の再提出を請求することができる。この場合において、前項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前項の規定を準用する。

３　内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するもの

とする。
４　内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）
第４条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
一　契約保証金の納付
二　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
三　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
四　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
五　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
２　受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
３　第１項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第６項において「保証の額」という。）は、請負代金額の１０分の１以上としなければならない。
４　受注者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第５６条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
５　第１項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
６　請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の１０分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）
第５条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
２　受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第１３条第２項の規定による検査に合格したもの及び第３８条第３項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
３　受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除

き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。

４　受注者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第６条　受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（下請負人の通知）

第７条　発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負人の健康保険等加入義務等）

第７条の２　受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第３項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

一　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出

二　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出

三　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出

２　前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

一　受注者と直接下請契約を締結する下請負人　次のいずれにも該当する場合

イ　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ　発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

二　前号に掲げる下請負人以外の下請負人　次のいずれかに該当する場合

イ　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ　発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から３０日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

３　受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　社会保険等未加入建設業者が前項第１号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき　受注者が当該社会保険等未加入建設

業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の１００分の１０に相当する額

二　社会保険等未加入建設業者が前項第２号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき　当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の１００分の５に相当する額

（特許権等の使用）

第８条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

第９条　発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

２　監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一　この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

三　設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

３　発注者は、２名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第１０条　受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一　現場代理人

二　専任の主任技術者

三　専門技術者（建設業法第２６条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。）

２　現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第１２条第１項の請求の受理、同条第３項の決定及び通知、同条第４項の請求、同条第５項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

３　発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

４　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

５　現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第１１条　受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第１２条　発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

３　受注者は、前２項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に発注者に通知しなければならない。

４　受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

５　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第１３条　工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

２　受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下本条において同

じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3　監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

4　受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

5　受注者は、前項の規定にかかわらず、第２項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）

第１４条　受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2　受注者は、設計図書において、監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3　受注者は、前２項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

4　監督職員は、受注者から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

5　前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に７日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

6　第１項、第３項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第１５条　発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2　監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
４　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第２項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
５　発注者は、受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
６　発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
７　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
８　受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
９　受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
１０　受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
１１　受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）
第１６条　発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
２　受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
３　工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
４　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を

申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

５　第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第１７条　受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

２　監督職員は、受注者が第１３条第２項又は第１４条第１項から第３項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

３　前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

４　前２項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第１８条　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

二　設計図書に誤謬又は脱漏があること

三　設計図書の表示が明確でないこと

四　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと

五　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後１４日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

４　前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一　第１項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるも

の　　発注者が行う。
二　第１項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの　　発注者が行う。
三　第１項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの　　発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

５　前項の規定により、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第１９条　発注者は、前条第４項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第２０条　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

２　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

３　発注者は、前２項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第２１条　発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第２２条　受注者は、天候の不良、第２条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰

すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第２３条　発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

２　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第２４条　工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第２２条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第２５条　請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第２６条　発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から１２月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

２　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下本条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下本条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の１０００分の１５を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

３　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

４　第１項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度これを行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
５　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
６　予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
７　前５項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
８　第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）
第２７条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
２　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
３　監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）
第２８条　工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第１項若しくは第２項又は第３０条第１項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第５９条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）
第２９条　工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第５９条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち発注者の責めに帰す

べき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
2　前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
3　前２項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）
第３０条　工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者の双方の責めにも帰すことができないもの（以下本条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
2　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第５９条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
3　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
4　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第１３条第２項、第１４条第１項若しくは第２項又は第３８条第３項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第６条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の１００分の１を超える額を負担しなければならない。
5　損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
一　工事目的物に関する損害
　損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
二　工事材料に関する損害
　損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
三　仮設物又は建設機械器具に関する損害
　損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
6　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗

力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の１００分の１を超える額」とあるのは「請負代金額の１００分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第３１条　発注者は、第８条、第１５条、第１７条から第２０条まで、第２２条、第２３条、第２６条から第２８条まで、前条又は第３４条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第３２条　受注者は、工事が完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１４日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

３　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

４　発注者は、第２項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

５　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

６　受注者は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（請負代金の支払い）

第３３条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による適法な支払請求書の提出があったときは、請求書を受理した日から４０日以内に請負代金を支払わなければならない。

３　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下本項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）
第３４条　発注者は、第３２条第４項又は第５項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
２　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
３　発注者は、第１項の規定により、工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）
第３５条　削除

（保証契約の変更）
第３６条　削除

（前払金の使用等）
第３７条　削除

（部分払）
第３８条　削除

（部分引渡し）
第３９条　削除

（国庫債務負担行為に係る契約の特則）
第４０条　削除

（国庫債務負担行為に係る契約の前金払の特則）
第４１条　削除

（国庫債務負担行為に係る契約の部分払の特則）
第４２条　削除

（第三者による代理受領）
第４３条　受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の

提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第３３条（第３９条において準用する場合を含む。）又は第３８条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第４４条　削除

（契約不適合責任）

第４５条　発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。

二　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第４６条　発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第４８条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権等）

第４７条　発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一　第５条第４項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二　正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

三　その責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

四　第１０条第１項第二号に掲げる者を設置しなかったとき。
五　正当な理由なく、第４５条第１項の履行の追完がなされないとき。
六　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）
第４８条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
一　第５条第１項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき
二　第５条第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
三　この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
四　引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
五　受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
六　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
七　契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
八　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
九　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下本条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下本条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
十　第５２条又は第５３条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
十一　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
ロ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ヘ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ト　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからへまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

チ　受注者が、イからへまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（トに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十二　受注者が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。

イ　暴力的な要求行為

ロ　法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

ニ　偽計又は威力を用いて発注者の業務を妨害する行為

ホ　その他本号の規定に準ずる行為

２　受注者は、前項第１１号及び第１２号に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人。）、受任者（再委任以降のすべての受任者。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

３　受注者は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し、契約を解除させるようにしなければならない。

４　発注者は、受注者が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等との契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除することができる。

５　前条各号、本条第１項及び第４項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

６　前条各号及び本条第１項第１０号の規定により、この契約が解除された場合において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

７　発注者は、第１項第１１号、第１２号及び第４項の規定により、この契約を解除した場合においては、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

８　受注者は、第１項第１１号、第１２号及び第４項の規定により、この契約が解除された場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第４９条　第４７条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由による

ものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第５０条　受注者（共同企業体にあっては、その構成員。）が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。）の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号）第２９条第１項に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

３　受注者は、契約の履行を理由として、第１項及び第２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第５１条　第４条第１項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第４７条各号又は第４８条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

２　受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下本条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

一　請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

二　工事完成債務

三　契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

四　解除権

五　その他この契約に係る一切の権利及び義務（第２９条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

３　発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

４　第１項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第５２条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第５３条　受注者は、次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一　第１９条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

二　第２０条の規定による工事の施工の中止期間が工期の１０分の５（工期の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第５４条　第５２条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第５５条　発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

２　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　第１項の場合において、第３５条（第４１条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第３８条及び第４２条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第４７条、第４８条又は次条第３項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、延滞起算日時点の政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項に規定する財務大臣が定める率年の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第４６条、第５２条又は第５３条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

４　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意又は過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

５　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

６　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

７　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

８　第４項前段及び第５項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第４７条、第４８条又は次条第３項の規定によるときは発注者が定め、第４６条、第５２条又は第５３条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第４項後段、第５項後段及び第６項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
９　工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）
第５６条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に請求することができる。
一　工期内に工事を完成することができないとき。
二　この工事目的物に契約不適合があるとき。
三　第４７条又は第４８条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
四　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
一　第４７条又は第４８条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
二　工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。
一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人
二　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人
三　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等
４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。
５　第１項第１号の場合においては、発注者は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第２９条第１項に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した額を請求することができるものとする。
６　第２項の場合（第４８条第９号及び第１１号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の

提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第５７条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一　第５２条又は第５３条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　第３３条第２項（第３９条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、延滞起算日時点の政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第５８条　発注者は、引き渡された目的物に関し、第３２条第４項又は第５項（第３９条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下本条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下本条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から１年が経過する日まで請求等をすることができる。

３　前２項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

４　発注者が第１項又は第２項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下本項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

５　発注者は、第１項又は第２項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

６　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

７　民法第６３７条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

８　発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項

の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

９　この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第９４条第１項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成１２年政令第６４号）第５条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、１０年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

１０　引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第５９条　削除

（賠償金等の徴収）

第６０条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第２９条第１項に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第２９条第１項に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（あっせん又は調停）

第６１条　この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による沖縄県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

２　前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第１２条第３項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第５項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第６２条　発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停に

より紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（裁判管轄）

第６３条　この契約に関する訴訟は、沖縄総合事務局所在地を管轄する那覇地方裁判所に提起するものとする。

（不当介入に関する通報･報告）

第６４条　受注者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動･政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第６５条　この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（人権尊重努力義務）

第６６ 条　受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（補則）

第６６条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

［裏面参照の上建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。］

仲　裁　合　意　書

工事名　　令和８年度首里第二住宅６号棟畳取替工事（その２）

工事場所　別紙仕様書のとおり

令和●年●月●日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名

［管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第25条の９第１項又は第２項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。］

令和●年●月●日

発注者　住　所　沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号
　　氏　名　支出負担行為担当官
　　沖縄総合事務局総務部長　氏名

受注者　住　所
　　氏　名

［裏面］

仲　裁　合　意　書　に　つ　い　て

1）仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

2）建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。

また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

競争契約に関する誓約

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、以下の入札心得及びその他入札関係配布資料の内容について熟知・遵守していることは、入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

沖縄総合事務局総務部競争契約入札心得

（平成８年４月１日総務部長制定）

（目的）

第１条　沖縄総合事務局総務部所掌に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和 22 年法律第 35 号。以下「法」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号。以下「特例政令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和 55 年大蔵省令第 45 号。）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則(昭和 37 年大蔵省令第 52 号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（一般競争参加の申出）

第２条　一般競争に参加しようとする者は、入札の公告において指定した期日までに当該公告において指定した書類を契約担当官等（法第 29 条の３第１項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

ただし、電子入札システム及び電子調達システム（以下「電子システム」という。）による入札参加者は、当該公告において指定した書類を電子システムの入力画面上において作成し、入札の公告において指定した日時までに提出しなければならない。

（入札保証金等）

第３条　競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の 100 分の５以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

２　入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を封皮に明記して保管金提出書（様式第１号）（有価証券を提供する場合は、当該提出書）を添えてしなければならない。

3　入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に保管金受領証書（様式第２号）と引換えに還付する。

4　入札保証金又は入札保証金に代わる担保のうち、落札者の納付又は提供に係るものは、その者が契約を結ばないときは国庫に帰属する。

5　入札参加者は、第１項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。

6　入札参加者が、入札保証金の納付に代えて提供することができる担保は、次の各号に掲げるものとする。

一　国債

二　政府の保証のある債券

三　資金運用部資金法第７条第１項第９号に規定する金融債

四　日本国有鉄道改革法（昭和 61 年法律第 87 号）附則第２項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和 23 年法律第 256 号）第１条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号）附則第４条第１項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で第２号以外のもの（以下「公社債」という。）

五　地方債

六　契約担当官等が確実と認める社債

七　銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第３条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払保証をした小切手

八　銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形

九　銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関に対する定期預金債権

十　銀行、契約担当官等が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

7　前項に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

一　国債又は地方債　　政府ニ納ムベキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治 41 年勅令第 287 号）又は同令の例による金額

二　政府の保証のある債券、金融債、公社債及び契約担当官等が確実と認める社債額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の８割に相当する金額

三　銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証

をした小切手　小切手金額

四　銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形　手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の一月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）

五　銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関に対する定期預金債権　当該債権証書に記載された債権金額

六　銀行、契約担当官等が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証　その保証する金額

8　入札参加者は、第１項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合においては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

9　入札参加者は、第１項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

（入札等）

第４条　入札参加者は、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案等（以下「入札関係図書」という。）及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札関係図書及び現場等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2　入札参加者は、入札書（様式第３号）を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び入札件名を表記し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した日時までに入札しなければならない。

ただし、電子システムによる入札参加者は、電子システムの入力画面上において入札書を作成し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した日時までに提出し、入札書受付票等により契約担当官等から適正に受理された旨の確認を受けなければならない。

3　入札参加者は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、契約担当官等においてやむを得ないと認められたとき又は特例政令第２条に定める調達契約を行うときは、郵便をもって入札することができる。この場合においては、二重封筒とし、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、これを表封筒に封かんの上、「入札書在中」と朱書して書留郵便とし、契約担当官等

あて親展で提出しなければならない。

4　特例政令第２条に定める調達契約に係る場合は、入札参加者は、契約担当官等により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。ただし、郵便による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送しなければならない。

5　第３項の入札書は、入札日の前日（特例政令第２条に定める調達契約に係る場合は、入札の公告又は公示に示した時刻）までに到達しないものは無効とする。

6　入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

7　入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状（様式第４号）を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

8　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

9　入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。

10　入札参加者は、次の各号の一に該当するものをその事実があった後２年間入札代理人とすることができない。

一　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

11　入札参加者は、入札書の提出（電子システムにより入札した場合を含む。）をもって暴力団排除に関する誓約事項（別添１）に誓約したものとする。代理人をして入札した場合においても同様とする。

（入札の辞退）

第４条の２　指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2　指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

ただし、電子システムによる入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を作成の上、電子システムにより提出するものとする。

一　入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第５号）を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

二　入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第４条の３　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第５条　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（開札）

第６条　開札は、入札終了後直ちに入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した場所及び日時に入札者を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員をして開札に立ち合わせて行うものとする。

（無効の入札）

第７条　次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

一　競争に参加する資格を有しない者のした入札

二　委任状を持参しない代理人のした入札

三　所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

四　記名を欠く入札（電子システムによる場合は、電子証明書を取得していない者のした入札）

五　金額を訂正した入札

六　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

七　明らかに連合によると認められる入札

八　同一事項の入札について、同一人が２通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

九　入札時刻に遅れてした入札

十　虚偽の誓約をし、若しくは誓約に反することとなった入札

十一　代表者の了承を得ていない等、入札書に偽りがあると判明した入札

十二　その他入札に関する条件に違反した入札

（入札書等の取り扱い）

第７条の２　提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

（再度入札）

第８条　開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができるものとする。この場合第１回目の最高又は最低の入札価格を下回る又は上回る価格で入札した者の入札は無効とし、当該入札に係る第３回目以降の入札参加者の資格を失うものとする。第３回目以降に行う入札についても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の競争契約入札の場合にあっては、入札執行回数は、原則として、２回を限度とするものとする。

２　前項の入札を行ってもなお落札者がない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。

３　第１項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。

４　郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

（工事請負契約についての低入札価格調査制度、調査基準価格）

第９条　沖縄総合事務局総務部所掌に係る工事の請負契約（予定価格が 1,000 万円を超えるものに限る。）について予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 85 条（同令第 98 条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがある場合の基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとの３分の２から 10 分の９．２の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

２　調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は事後事情聴取に協力すべきものとする。

（落札者の決定）

第 10 条　契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格を

もって入札した者又は予定価格の制限の範囲内で、公告及び入札説明書で示された計算方法により得られた値（入札公告及び入札説明書において「評価値」と記す。）の最も高い者を落札者とする。ただし、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合は、入札を「保留」し、調査のうえ落札者を後日決定する。この場合は、最低の価格をもって入札した者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

２　入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、その結果を、落札者及び最低価格入札者（最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ）に通知し、他の入札者にはその旨通知する。

（同価格の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第 11 条　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

２　前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者、郵便又は電子システムによる入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約保証金等）

第 12 条　落札者は、契約書の作成を要する場合においては、契約書案の提出と同時に、契約書の作成を省略できる場合においては、落札決定後速やかに契約金額の 100 分の１０以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し又は提出しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

２　契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し又は提供する場合は、それぞれ保管金提供書を添えてしなければならない。

３　第３条第６項及び第７項の規定は、落札者が契約保証金の納付に代えて提供することができる担保について準用する。

４　第３条第８項の規定は第１項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等に対する定期預金債権である場合について、同条第９項の規定は第１項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合について準用する。

５　第１項ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が、保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによる場合は、落札者は、契約担当官等が指示するときまでに当該履行保証保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。

６　第４項及び第５項の規定の保証書又は証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずること（以下「電磁的方法による提出」という。）ができるものとする。

この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

（入札保証金等の振替）

第 13 条　契約担当官等は、落札者からの申出により落札者に払い戻すべき入札保証金を契約保証金の一部に振り替えることができる。

（契約保証金の返還）

第 14 条　契約保証金は、契約の履行が完了したことを確認した後、保管金払渡請求書により返還するものとする。

なお、この場合、利息は付さないものとする。

（契約書等の提出）

第 15 条　落札者は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書案に基づいて作成し、記名押印の上、落札決定日の日から７日以内に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、入札後契約前ＶＥ方式工事で、落札者がＶＥ提案を提出した場合には、この期間を延長することができる。

２　契約担当官等は、落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。

３　契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がない旨指示したときは、この限りでない。

４　契約担当官等が入札公告において契約書を電磁的記録により作成することができるとした契約について、落札者が電子システムにより入札を行った場合は、第１項の規定にかかわらず、電子システム等において契約担当官等が作成した契約書案の電磁的記録に電子署名を付すことにより契約書案への記名押印及び提出に代えることができる。

（業務等完了保証人）

第 16 条　落札者は、測量・建設コンサルタント等及び製造（以下この条において「業務等」という。）の請負契約については、国の競争に参加できる資格を有する者のうちから自己に代わって自ら業務等を完了することを保証する他の同業者を保証人として立てることができる。

２　前項の保証人の選定については、契約担当官等の承諾を得なければならない。

（異議の申立）

第 17 条　入札をした者は、入札後この心得、入札の公告又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他の事項）

第18条　この心得に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

附則

この心得は、平成８年４月１日から施行する。

附則

この心得は、平成１１年８月２４日から施行する。

附則

この心得は、平成１５年４月１日から施行する。

附則

この心得は、平成１７年１０月１日から施行する。

附則

この心得は、平成２１年６月１０日から施行する。

附則

この心得は、平成２６年１月１日から施行する。

附則

この心得は、平成２６年４月１０日から施行する。

附則

この心得は、平成２６年７月１６日から施行する。

附則

この心得は、令和元年５月１５日から施行する。

附則

この心得は、令和３年４月１日から施行する。

附則

この心得は、令和４年１２月７日から施行する。

（様式第１号）　（第３条）

保 管 金 提 出 書

第　　号	受
令和　年　月　日	付

￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（現金又は保管金領収証書の別）

提出の事由　　令和　　年　　月　　日公告の入札保証金

上記の金額を提出します。なお、上記金額は、公告のとおり契約保証金又は売却代金に充当したいので、申し添えます。

令和　　年　　月　　日　　住　　所

商号又は名称

代表者氏名

沖縄総合事務局総務部会計課

歳入歳出外現金出納官吏

会計課長　　○○　○○　殿

入札保証金 受　入　済	契約保証金 充当決定	売却代金 充当決定	保証金返還 決　　定	保証金国庫 帰属決定
年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
確認者氏名 （　　）	確認者氏名 （　　）	確認者氏名 （　　）	確認者氏名 （　　）	確認者氏名 （　　）
（保管金台帳 登記済）	（保管金台帳 登記済）	（保管金台帳 登記済）	（保管金台帳 登記済）	（保管金台帳 登記済）
年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日

(様式第２号)　　(第３条)

保 管 金 受 領 証 書

第　　号

￥

保管の事由　令和　　年　　月　　日公告の一般競争入札保証金として

上記の金額領収致しました。

令和　　年　　月　　日

沖縄総合事務局総務部会計課
歳入歳出外現金出納官吏
会計課長　　○○　○○　印

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　殿

上記の金額領収致しました。

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

沖縄総合事務局総務部会計課
歳入歳出外現金出納官吏
会計課長　　○○　○○　殿

(様式第３号)　　(第４条)

入　　札　　書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　沖縄総合事務局総務部長
　　○○　○○　殿

（入札者）
住　　所
商号又は名称
代表者氏名
（代理人）
氏　　名

￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ただし、　　の代金

上記のとおり、入札心得、指名通知書記載事項及び現場説明事項を承知の上入札します。

（担当者）※代理人と異なる場合に記入すること。
　氏　名：
　連絡先：

（注意事項）
１　金額は円単位とし、アラビヤ数字をもって明記すること。
２　用紙の寸法は、日本産業規格A列４番とし、縦長に使用すること。

(様式第４号)　　(第４条)

委　　任　　状

代 理 人 氏 名

上記の者を私の代理人と定め下記権限を委任します。

記

１　入札年月日　　令和　　年　　月　　日

２　件　　名

３　入札書に関する一切の件

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官
沖縄総合事務局総務部長
○○　○○　殿

(担当者) ※代理人と異なる場合に記入すること。
氏　名：
連絡先：

（様式第５号）　（第４条の２）

入 札 辞 退 届

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　沖縄総合事務局総務部長
　　○○　○○　殿

（入 札 者）
住　　所
商号又は名称
代表者氏名
（代 理 人）
氏　　名

件　　名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

（注意事項）
１　用紙の寸法は、日本産業規格Ａ列４番とし、縦長に使用すること。

（担当者）※代理人と異なる場合に記入すること。
氏　名：
連絡先：